

広島県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和二年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
すぎはら薬局	竹原市中央三丁目三番二号	令和二年四月三〇日
武田小児科医院	三原市城町一丁目一六番一号	令和二年三月三一日
さとう歯科	三原市円一町四丁目二番六号	令和二年三月三一日
林歯科医院	三次市十日市西一丁目二番一〇号	令和二年四月三〇日
廿日市市休日・夜間急患診療所	廿日市市新宮一丁目一三番一号	令和二年四月一日
キヨシ堂薬局	廿日市市宮内八五九番の四	平成三〇年三月三一日
ふれあい訪問看護ステーション	安芸郡府中町鶴江二丁目二番六号	平成二九年一月三一日
かわもと皮ふ科	安芸郡海田町窪町二番一四号 はんどうビル四F	令和二年四月三〇日
宮地歯科医院	尾道市因島三庄町一五六九番地一	令和二年六月五日
府川薬局	府中市府川町四六五番地一	令和二年五月三一日
常川歯科クリニック	東広島市志和町志和東八一二番地三	令和二年五月二一日
四季が丘薬局	廿日市市四季が丘五丁目一三番六号	令和二年五月三一日
あけぼの薬局 廿日市店	廿日市市上平良三五八番地一	令和二年五月三一日
竹中歯科医院	安芸郡府中町宮の町二丁目五番二七号	令和二年五月三一日